

浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日策定

令和2年12月23日改訂

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、利用客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3. 施設管理者が講ずるべき具体的な対策

（1）リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（①）と飛沫感染（②）のそれぞれについて、従業員や利用客等の動線

や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（番台（フロント）、レジ、ドアノブ、手すり、券売機（タッチパネル）、下足札、現金、自動販売機、椅子、ロッカー、電気のスイッチ、トイレ、蛇口、洗面台、ヘアドライヤー、風呂桶、風呂用椅子、シャワーヘッド等）には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等々を評価する。

(2) 施設内の各所における対応策

①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- ・ 人との接触を避け、対人距離を確保する（1m以上確保するように努める）。
- ・ 感染防止のため可能な限り利用客の整理を行う（密にならないように対応。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の入場制限を含む。）。
- ・ 入口及び施設内のアルコール擦式等の手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いの励行
- ・ マスクの着用（従業員及び利用客（入浴時以外）に対する周知）
- ・ マスクを持参していない客へ、マスクを配付もしくは販売
- ・ 大声を出さないように呼びかける
- ・ 施設の換気について、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組む。

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

- ・ 施設の定期的な清掃
- ・ 高頻度接触部位の消毒
- ・ 利用客が共用する物品（雑誌・新聞等）や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。

- ・ 人と人が対面するフロント等は、アクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽などの工夫をする。アクリル板・透明ビニールカーテン等を設置した場合は定期的に清掃消毒をする。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを店内に掲示する。

②症状のある方の入場制限

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人や、過去 14 日以内に政府から入国制限されている又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある人に対して、入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ 対人距離（1m 以上確保するように努める）を確保できるよう入場人数の制限を行う。
- ・ 事前に検温または現地での検温を行い、発熱の有無の確認を行うよう努める。

③トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 使用後は確実に石鹼と流水による手洗いをするよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、タオルの共有は禁止する。

④脱衣室（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 対面での会話を控えるよう利用客に注意を促す。
- ・ 対人距離を確保するよう利用客に注意を促す（1m 以上確保するよう努める）。
- ・ 適切に換気する。
- ・ 共有する物品（ロッカー、脱衣箱、ヘアドライヤー等）は、定期的に清掃消毒する。
- ・ 入退室の前後に手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをするよう促す。

- ・ 化粧品・ブラシ等は持参するよう周知する。

⑤浴室

- ・ 洗い場、浴槽内における対人距離（1m以上確保するように努める）の確保を促す。
- ・ 洗い場、浴槽内における会話を控えるよう促す。
- ・ 風呂桶など共有する物品は使用後に流水で水洗いするよう促す。
- ・ 適切に換気する。

⑥サウナ室

- ・ 一度の利用人数や時間に制限を設けるなど密にならないようにする。
- ・ 会話を控えるよう促す。
- ・ 対人距離を確保するよう利用客に注意を促す（1m以上確保するように努める）。
- ・ 室内で共用使用するタオルやマットなどの使用を中止し、利用者又は施設において別途用意した清潔なタオル等を利用するよう促す。
- ・ 以上の管理が難しい場合には、サウナはしばらくの間中止することを検討する。
- ・ 適切に換気する。

⑦従業員又は利用客の休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。
- ・ 対人距離を確保する（1m以上確保するように努める）。
- ・ 常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（マッサージ機器、いす等）は、定期的に清掃消毒する。
- ・ 従業員が出入りする際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

⑧ゴミの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する従業員は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

⑨清掃・消毒

- ・ 「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1,811 号厚生省生活衛生局長通知）等を参考に通常の清掃及び消毒を行う。特に、休止後の再開時は、レジオネラ属菌が増殖している危険性が高いので、十分に消毒した後に営業開始、再開するよう注意すること。また、通常の清掃とは別に、不特定多数が触れる環境表面を、頻回に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜清掃消毒する。
- ・ 口が触れるようなもの（コップなど）は、できる限り置かない。置く場合は適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。

⑩その他

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

(3) 従業員の感染管理

- ・ 手指消毒又は石鹼と流水による手洗いの徹底を図る。
- ・ マスク着用等の咳エチケットの周知を行う。
- ・ 必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）を着用すること。
- ・ 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 出勤前の体温測定を従業員に求める。
- ・ 従業員は、風邪症状や発熱がある場合や、過去 14 日以内に政府から入国制限されている又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、管理者等に必ず報告し、管理者等は従業員に出勤しないことを求める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告することを周知徹底する。
- ・ これらの報告を受ける担当者及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知を行う。

- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知を行う。
- ・ 従業員に対し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知すること。